

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年四月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年一月二十三日奈良県指令建第一〇四―一三四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年四月十六日建第九六二〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市中城町三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山県和歌山市十三番丁二九番地 十三番丁ホームズ五〇一

辻井康真